

保護者 様

三重県立四日市四郷高等学校長

## 学校感染症における出席停止の期間についてのお知らせ

学校感染症にかかった場合は、下記の期間、登校することができません。

学校保健安全法第19条により出席停止となります。(ただし、病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認められた場合はこの限りではありません。)

## 記

## 出席停止期間の基準

分類	対象疾病	期間
第1種	特定鳥インフルエンザ、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、他	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱をした後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱をした後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、感染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、他 その他(溶連菌感染症、感染性胃腸炎、伝染性紅斑など)		
第3種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、他 その他(溶連菌感染症、感染性胃腸炎、伝染性紅斑など)	病状により、感染のおそれがないと認められるまで

## 登校許可証明書

年 組 席 名 前

1. 病名 \_\_\_\_\_

2. 出席停止の期間 平成 年 月 日 より 平成 年 月 日まで ( 日間)

上記の者は加療のところ感染のおそれがない状態まで治癒しましたので、登校しても差し支えないことを認めます。

平成 年 月 日

医療機関名

医師名 \_\_\_\_\_